

## 大阪湾再生行動計画 中間評価の概要

### 1. 大阪湾再生とは

京阪神都市圏を含む広い範囲の集水域を抱える一方で閉鎖性海域であり、水環境改善に向けた課題が多く残された大阪湾において、関係行政機関等がその水環境の改善等を通じた「海と都市のかかわり」に重点を置く総合的な「海の再生<sup>1</sup>」のための計画を策定するとともに、住民・市民やNPO、学識者、企業等の多様な主体との連携、協働を図りつつ、これを推進するもの。

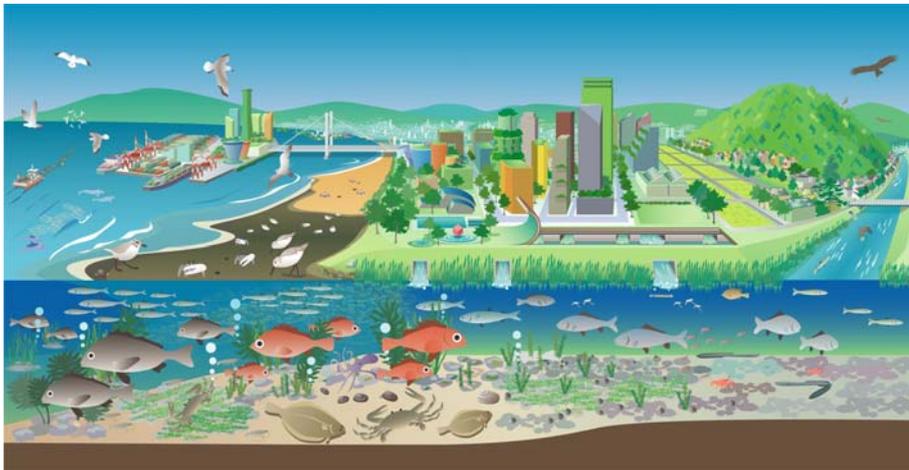
計画期間は平成16年度から10年間とされている。

### 2. 大阪湾再生行動計画の具体的な内容

大阪湾の水環境の現状を踏まえ、大阪湾再生に向けての湾全体の目標の設定、湾奥部を中心とした重点エリア・アピールポイント<sup>2</sup>等の設定、目標達成のための陸域負荷削減、海域における環境改善対策及びモニタリングの実施等の関連施策及びその計画的な推進について示したもの。

### 3. 大阪湾再生行動計画に掲げる目標

森・川・海のネットワークを通じて、  
美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、  
京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する



【大阪湾再生のイメージ】

<sup>1</sup> 都市環境インフラを構成する重要な要素として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図るため、都市再生本部により都市再生プロジェクト（第三次決定、平成13年12月）に位置付けられたもの。

<sup>2</sup> 大阪湾の再生の目標達成のための施策実施による改善効果を、一般市民が身近に体感・実感でき、かつ、広く一般にPRできる場（実際に施策を行う場所と同義ではない）として、重点エリア内に限らず、重点エリアの改善や地元住民との連携・協働などの新たな施策手法をPRできる場所として選定したもの。

#### 4. 具体的な目標及び指標

大阪湾再生の目標の達成状況を判断するため、大阪湾全体に共通する具体的な目標及び指標として、「多様な生物の生息・生育」と「人と海との関わり」の2つの観点から、それぞれに望ましい「質の改善」及び「場の整備」として以下のとおり設定。

区分		具体的な目標	指標
多様な生物の生息・生育	質の改善	①年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層 DO ・5mg/L 以上（当面は 3mg/L 以上）
	場の整備	②海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟・藻場・浅場等の面積 砂浜・磯浜等の延長
人と海との関わり	質の改善	③人々の親水活動に適した水質レベルを確保する	表層 COD ・散策、展望：5mg/L 以下 ・潮干狩り：3mg/L 以下 ・海水浴：2mg/L 以下 ・ダイビング：1mg/L 以下
		④人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
	場の整備	⑤臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
		⑥ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

#### 5. 中間評価

大阪湾再生行動計画の策定時からこれまで（平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間）の取組状況や目標の達成状況等を取りまとめ評価することで、新たな社会情勢の変化にも対応し、行動計画の目標の達成に向けた取組をより着実に推進することを目的に、平成 19 年度に実施した。

##### ①評価対象

- 大阪湾再生行動計画に記載した施策の実施状況
  - ・陸域負荷削減施策
  - ・海域における環境改善対策
  - ・大阪湾再生のためのモニタリング
  - ・実験的な取り組み 等
- 目標の達成状況
  - ・行動計画の具体的な目標及び指標
  - ・アピールポイントの目標

##### ②評価方法

- 大阪湾再生行動計画に記載した施策
  - ・施策の進捗状況を基に、行動計画期間内での施策の達成の見込みを、①既に達成した施策、②行動計画期間内での達成が見込まれる施策、③進捗状況に遅れなどがある施策という着眼点で評価。
  - ・進捗状況に遅れがみられる施策については、行動計画期間内の達成に向けて必要と考えられる事項を明示。
- 目標の達成状況
  - ・行動計画の具体的な目標及び指標、アピールポイントの目標の達成状況を評価。

## 6. 大阪湾再生に係る具体的な目標についての中間評価の結果

### ① 「質の改善」として設定した目標

- ・「年間を通して底生生物が生息できる水質レベル」や「人々の親水活動に適した水質レベル」については、大阪湾全体としてはいずれも現時点で明瞭な改善傾向はみられず、湾奥部では概ね目標に達していない。

### ② 「場の整備」として設定した目標

- ・「人々が快適に海に触れ合える場の再生」（自然的な海岸線延長）や「臨海部での人々の憩いの場の確保」（臨海部における海に面した緑地面積）については、その多くが整備中であるものの、一部の緑地が利用可能となった。
- ・「海域生物の生息・生育に重要な場の再生」については、浅場や藻場の行動計画期間内の計画量は既に整備が完了している。藻場については、計画の上方修正もされるなど、積極的な取組が進んでいる。ただし、過去に浅海域の干潟や藻場の多くが失われたことを考慮すると、行動計画期間内の整備量では十分とは言えず、更なる再生に向けた取組が必要。
- ・「ごみのない美しい海岸線・海域の確保」については、多様な主体と連携し、河川、海岸、海でのごみ回収活動を継続的に、活発に実施。